

## ○ 鈴鹿工業高等専門学校危機管理規則

〔平成23年7月11日〕  
規則第90号  
最終改正 令和7年2月5日

### 鈴鹿工業高等専門学校危機管理規則

#### (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本校の学生、教職員及び近隣住民等（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

#### (危機管理の対象となる事象)

第2条 前条の目的を達成するため、この規則に定める危機管理の対象となる事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に掲げる事態に対して、組織的かつ集中的に速やかに対処することが必要となる事象をいう。

- (1) 学生等の安全に係わる重大な事態
- (2) 本校の教育研究等の活動の遂行に重大な支障がある事態
- (3) 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- (4) 施設管理上の重大な事態
- (5) その他、前各号と匹敵するような事態

#### (校長等の責務)

第3条 校長は、本校における危機管理を統括し、危機事象を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 副校長、校長補佐及び事務部長は、校長を補佐し、危機管理上の対策及び整備を行わなければならない。

3 専攻科長、学科長、教養教育科長、図書館長、附属施設の長及び課長は、全校的な危機管理体制と連携し、その所掌する管理区域において、学生等が危機事象により被害等を受けることがないよう防止策を講じるものとする。

4 教職員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に努めなければならない。

#### (リスク管理室)

第4条 本校に、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校運営規則（平成16年規則第2号。以下「運営規則」という。）第2条の3第1項に規定するリスク管理室を置く。

2 リスク管理室は、全校的な危機管理体制を推進し、危機管理に対する総合的かつ計画的な企画立案を行い、その実施に当たる。

3 リスク管理室の構成員（以下「リスク管理室員」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 事務部長
- (5) 課長
- (6) その他校長が指名する者

4 リスク管理室に室長及び副室長を置き、室長は校長を、副室長は副校長及び事務部長をもって充てる。

（リスク管理室の業務）

第5条 リスク管理室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 想定される危機事象に関する情報の収集及び分析
- (2) 想定される危機事象の検討、対応策の立案
- (3) 危機管理マニュアル等の作成、見直し及び周知
- (4) 学生等に対する適切な情報提供
- (5) 学生及び教職員への教育及び訓練の実施
- (6) 対策本部の組織体制及び活動内容の決定
- (7) 緊急時の情報伝達体制の整備
- (8) その他危機管理に係る必要な事項の実施

（通報窓口）

第6条 本校における危機事象に関する通報窓口は、総務課とする。

（危機事象に関する通報等）

第7条 学生及び教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、ただちに総務課に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた総務課は、直ちにリスク管理室員に連絡しなければならない。

3 総務課及び前項の連絡を受けたリスク管理室員は、当該危機事象の状況を確認のうえ、直ちにリスク管理室長に連絡するとともに、緊急に必要な措置を講じた場合においては、その旨も報告するものとする。

4 前項の連絡を受けたリスク管理室長は、必要に応じてリスク管理室員と対処方法等を協議するものとする。

（対策本部の設置）

第8条 校長は、前条の通報に基づき、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、運営規則第3条に規定する対策本部を速やかに設置し、対策本部長として業務を統括するものとする。

- 2 対策本部の構成員は、リスク管理室員又は当該危機事象に関与する教職員のうちから、設置の都度校長が指名する。
- 3 危機事象への対処において、対策本部が審議及び決定した事項は、本校の諸会議等を経ることなく、優先的に実施することができる。
- 4 対策本部は、危機事象への対処の終結をもって解散するものとする。  
(対策本部の業務)

第9条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 情報の収集、整理、分析及び伝達
- (2) 対応方針及び対応策の検討並びに学生等への指示及び伝達
- (3) 関係機関への要請又は連絡、調整
- (4) 危機事象及び対応状況の記録並びに社会への説明及び情報公開
- (5) その他対策本部長が必要と認めた業務

(対策本部の権限等)

第10条 対策本部は、対策本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

- 2 学生及び教職員は、対策本部の指示及び伝達事項に従わなければならない。
- 3 対策本部は、危機事象の対処終結後に、必要に応じて運営会議及び教職員会議に報告しなければならない。

(高専機構危機管理室等との連携)

第11条 対策本部は、危機事象を有機的かつ機動的に対処するため、独立行政法人国立高等専門学校機構危機管理室と緊密な連携を図りながら、必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(校長が不在の場合の措置)

第12条 校長が出張等により不在の場合は、校長が指名した者がこの規則に定める校長の職務を代行するものとする。

(秘密保持の義務)

第13条 本校のリスク管理又は危機対策に関する業務に従事する職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第14条 危機管理に関する庶務は、総務課が行うものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行し、平成23年5月31日から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 5 日から施行する。